XI.「遠隔学習課程」に関するFAQ (よくあるご質問)

目次

- Q1:「遠隔学習課程」の応募方法がよくわからないのですが。
- Q2:帰国者証明書類とはどんなものですか。
- Q3:受講登録していない家族が登録者の代わりに受講してもいいですか。
- Q4:申し込んだらすぐ学習を開始できますか。
- Q5: 教材費や受講料はかかりますか。

- Q6:「遠隔学習課程」は、中国語の読み書きの苦手な帰国者は利用できませんか。
- Q7:帰国者に「遠隔学習課程」の学習方法を理解してもらうのが難しいです。学習期限があるとプレッシャー のようですが。
- Q8: 来日したばかりの帰国者二世等が学習できるコースはありますか。
- Q9: コースがたくさんあるのでどのコースを勧めたらいいかわからないのですが。
- Q10: 受講者がとっているコースは難しすぎるようです。コース変更は可能ですか。
- Q11:課題を提出したらどのぐらいの期間で返却されますか。
- Q12:サハリンからの帰国者が受講できる「遠隔学習課程」はありますか。
- Q13:受講者のペースでは最長学習期間でも修了できそうもありません。もう少し期間を延ばせないでしょうか。
- Q14: 受講者が教科書や課題をなくしたようなのですが…。

Q15:ホームヘルパーの養成講座を受講すると、その受講料を援助してくれると聞きましたが。

Q1:「遠隔学習課程」の応募方法がよくわからないのですが。

A1:年2回、4月と10月に「募集要項」を作成し、帰国者及び支援者の方々に送付しています。 この「募集要項」の中に「応募方法」「提出書類」の説明が日中対訳(日ロ対訳)でついて いますのでご覧ください。また、申請用紙も入っていますのでご利用ください。

ネットをご利用の方は、センターのホームページ上にも遠隔学習課程の募集要項がアップ されておりますのでご利用ください。

http://www.sien-center.or.jp/

Q2:帰国者証明書類とはどんなものですか。

A 2:帰国者証明書類とは、帰国者本人(一世本人)証明(「自立支度金支給決定通知書」「引き揚げ証明書」「支援給付金本人確認証」等)と二、三世の場合は一世から繋がる家族関係証明書(「戸籍抄本」「家族関係公証書」「外国人登録証」「住民票」等)です。詳細については、「募集要項」をご覧ください。また、該当する書類がない、またはよくわからない等ありましたら、センター教務課までご相談ください。

Q3:受講登録していない家族が登録者の代わりに受講してもいいですか。

A3:登録者本人が受講するようお願いします。登録者以外の方が、課題などをやってしまうと 手続き上の問題だけでなく、学習上も問題が生じます。受講希望する場合は本人名で申請 を行ってください。

Q4:申し込んだらすぐ学習を開始できますか。

A4:毎月24日までに申し込めば、翌月から学習開始となります。但し、新規申込者は、必要書類が24日までに揃うことが条件となります。また、申し込みが定員以上ある場合は、翌月から開始できない場合があります。

Q5:教材費や受講料はかかりますか。

A5: 教材費、受講料はかかりません。二、三世の教材費も「(公財)中国残留孤児援護基金」が 教材費の全額援助を行っていますので無料です。但し、課題をセンターに送付する郵送料 は受講者ご自身の負担になっています。 Q6:「遠隔学習課程」は、中国語の読み書きの苦手な帰国者は利用できないでしょうか。

A6:「遠隔学習課程」は、基本は自学自習なので、教材や課題、書類の中国語が読めないと、この方法で学習するのは困難かもしれません。日本語も中国語も読み書き不自由な場合は、やはり対面式で指導を受けられる近隣の教室などを探した方がよいでしょう。センターからもできる範囲でご紹介しますし、周囲の支援者の方にもご紹介いただきたいと思います。ただ、中国語の読み書きはちょっと苦手でも、日本語の会話力には問題がない人が、日本語の読み書き力をつけるために「漢字ゆっくりコース」を受講したり、スクーリング(地域での対面指導)の場で中国語の読み書きの不自由な部分を補っていただいている例もあります。

Q7:帰国者の方に「遠隔学習課程」の学習方法を理解してもらうのが難しいです。また、期限 があるとプレッシャーになるようで教材だけほしいという人がいますが、可能でしょうか。

A7:「遠隔学習課程」という言葉が、わかりにくいこともあるかもしれません。「通信教育(中国語では"函授教育")」と言ったほうが一般的でしょう。ただ、通信教育のイメージもわかないことがあると思います。通信教育は基本的には自学自習であること、そしてその困難な点をセンターの担当講師やスクーリングの講師が補うことを説明していただければと思います。

センターとのやりとりの詳細は、「『遠隔学習』どうやって学習するの?」や受講案内などで確認できます。一人ではよくわからない受講者には初回のスクーリングで学習方法、進め方を是非確認していただきたいと思います。期限については、一つの目標であり自分のペースで進めていいこと、継続したい場合は継続申請も簡単にでき、期間を自分のペースでコントロールできることを伝えてください。どうしても、通信教育ではなく、一人での学習を希望される場合は、教材だけを「(公財) 残留孤児援護基金」より直接購入するという方法もあります。但し、この場合、教材費を支払っていただくことになります。

Q8:来日したばかりの帰国者二世が学習できるコースはありますか。

A8: 平仮名の読み書きができる方なら、入門〜初級前半の日本語の文法文型の知識を学習する「入門文法文型コース」、また、平仮名、片仮名の読み書きができる方なら日常の生活場面で使用する日本語が学べる「生活場面日本語『消費生活』コース」「生活場面日本語『医療』コース」「生活場面日本語『交通』コース」「生活場面日本語『学校』コース」などがいいと思います。

- Q9:コースがたくさんあるのでどのコースを勧めたらいいかわかりません。/受講者がコース を修了したのですが、次にどのコースを受講すればいいか相談されたのですが。
- A9:まず、どんなことを学習したいか、そして、ご本人の日本語力のレベルを見てください。また、過去に「遠隔学習課程」を受講された方であれば、今までどんなコースを受講したかをご確認ください。募集要項にあります各コースの日本語レベル表や、「学習相談」の部分を参照され、相談に応じていただければと思います。日本語レベルが合えばいろんなジャンルから興味のあるコースを選ぶことができます。また、一度修了したコースも、本人の希望があれば繰り返し学習することもできます。

具体的な教材の見本(当センターホームページの遠隔課程各コース紹介の教材見本ページ) などを見ながら相談に乗っていただけるとイメージしやすいでしょう。センターでも 受講コースの内容についてのお問い合わせはいつでも受け付けておりますので、お気軽に ご連絡ください。

- Q10:受講者がとっているコースは難しすぎるのでもう少し簡単なコースをとった方がよいと思うのですが、コース変更は可能でしょうか。
- A10:可能です。ただし、この場合は、現在受講中のコースの退学届を出し、新たに受講したいコースの申し込みをしていただくことになります。退学届の書式が必要な場合は、センターへお問い合わせください。
- Q11:課題を提出したらどのぐらいの期間で返却されるのでしょうか。
- A11:基本的には、センターに課題が到着してから2週間ぐらいで返信となります。課題を送付したのに返信が1ヶ月以上たってもない等ありましたら、事故の可能性がありますので放置せずに、センターまでお問い合わせください。
- Q12:サハリンからの帰国者が受講できる「遠隔学習課程」はあるのでしょうか。
- A12:現在(2016/4 現在)、14 コース開講されています。「就職対応」「近隣交際」「漢字学習(1)」「漢字学習(2)」「漢字学習(3)」「漢字学習(4)」「漢字学習(5)」「漢字学習(6)」「生活場面日本語『消費生活』『交通』『医療』『学校』」「入門日本語文法文型 B」「続・入門日本語文法文型 A」があります。サハリン帰国者向けの募集要項もありますので、必要な方はセンターまでお問い合わせください。サハリン帰国者向けの募集要項もホームページ上にアップされています。
- Q13: 最長学習期間でも修了できそうもないのですが、もう少し期間を延ばせないでしょうか。
- A13:最長学習期間内に最後の課題提出まで至らなかった方には、センターから期限1ヶ月前に

「受講継続手続きのご案内」を送ります。間隔をあけずに継続したい場合は、最終月24日までに「学習継続確認書」に継続希望と記入して返信すると、翌月からも引き続き学習できます。この場合、ご本人には除籍の通知はお送りしません。なお、最長学習期間内に一度も課題を提出しなかった方には、今月24日までに課題を提出しないと除籍になりますと書かれた「促進通知」を送付しています。

Q14: 教材や課題をなくしてしまったのですが、もう一度送ってもらうことはできるのでしょうか。

A14: 教材の破損、紛失等に対して、新しい教材の送付はしません。この場合は、購入していただくことになります。課題の場合は、事情により再送します。教材の再送は出来ない旨「遠隔学習課程の受講のきまり」にも明記されています。

Q15:ホームヘルパー関連の養成講座の受講料を援助してくれる制度があると聞きましたが。

A15:「(公財) 中国残留孤児援護基金」では、就学援助事業として地域や専門学校で開かれている介護関連資格取得講座の受講者に対し受講料の一部や受験手数料の援助を行っています。 援助の対象となる講座は、以下の通りです。

- ①介護職員初任者研修講座
- ②介護福祉士受験対策講座
- ③ケアマネージャー(介護支援専門員)受験対策講座

「遠隔学習課程」の「ホームヘルパー受講準備コース」の受講者には、この制度についてお伝えください。援助の対象者は、中国・樺太等帰国者一世、二世及び三世並びにそれぞれの配偶者です。援助額などの詳細については、「(公財) 中国残留孤児援護基金」までお問い合わせください。

■お問い合わせ・資料請求先■

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-5-8 オフィス虎ノ門 1 ビル

(公財) 中国残留孤児援護基金 業務調査課

Tel: 03-3501-1050, FAX: 03-3501-1026





